

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和41年8月19日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年2月19日から同年8月19日まで

A事業所には、昭和37年6月18日から41年8月18日まで継続して勤務していた。厚生年金保険には昭和37年6月18日に加入し、41年2月19日に喪失した記録となっているが、申立期間も引き続き同事業所で勤務していたことから、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は昭和37年6月18日から41年8月18日までA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和37年6月18日、資格喪失日は41年8月19日と記載されており、申立人の雇用保険加入記録と一致している。

一方、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和37年6月18日、資格喪失日は41年2月19日となっているものの、同記録の備考欄に「41/8」と記載されていることから、当該記載内容について社会保険事務所に確認したところ、「健康保険証の返納月を記載しているものと考えられる。」との回答があった。

このため、申立人の記載がある被保険者名簿の同ページに記録がある他の被保険者の記載内容を検証したところ、資格喪失日の記載がある者6人(申立人を除く)のうち備考欄に「年月」の記載があることが確認できる5人全員が資格喪失月若しくは翌月(資格喪失日が月末のため)であることが確認できるこ

とから、社会保険事務所が申立人の資格喪失日の「月」を誤って「8」と記載すべきところを「2」と記載したものと推認される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和41年8月19日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る社会保険事務所が保管する当該事業所における昭和41年1月の記録により、2万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から43年9月まで
申立期間については両親と同居しており、自治会で一緒に納付していた。両親とも亡くなっているため当時のことを証明することはできないが、国民健康保険にも加入していた。未納には納得できず、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金への加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付は父が行った。」としており、申立人は国民年金への加入手続及び国民年金保険料納付に関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の父も故人となっていることから、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人の国民年金資格取得日は、昭和43年10月2日であり、A市区町村が保管する国民年金被保険者台帳においても、申立期間は国民年金の未加入期間であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿において、20歳到達時点から43年10月までの間にほかの国民年金手帳記号番号の払出しは見当たらない。

加えて、申立人は申立期間以外に国民年金保険料の未納期間及び未加入期間があり、納付意識が高かったとは言い難い。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び関係者の証言も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月まで

昭和 38 年に 20 歳になり、年金の支払義務が生じたので、当時勤務していた B 事業所の事業主が A 市区町村の出張所で加入手続の上納付していた。申立期間①については、勤務先の事業主が A 市区町村で保険料納付していたほか、B 事業所を辞めた昭和 53 年 6 月ごろ、自分が A 市区町村に行き、過去の未納分を納めた。また、申立期間②については、帰郷後、町内会の集金により自分で納めていた。未納期間には納得できず、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した、申立人あての国民年金保険料未納分の納付を勧奨するはがきは、申立人に対して、C 社会保険事務所が、未納である昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの期間（申立期間①の一部）及び 53 年 7 月から 54 年 3 月までの期間（申立期間②）の国民年金保険料（3 万 7,770 円）について、54 年 11 月 8 日に D 市区町村に職員が出向くので納付するよう案内したものであり、当該期間の国民年金保険料の納付を求める内容となっている。

このため、申立期間①については、B 事業所を辞めた昭和 53 年 6 月ごろに A 市区町村で国民年金保険料を納付したとする申立内容と矛盾するとともに、申立人は同月に 51 年 4 月から同年 9 月までの未納保険料を 53 年 4 月から同年 6 月までの保険料と併せて納付しているが、仮にこの時に申立期間①の未納保険料も納付したとすると、その保険料額は 4 万 7,190 円となるころ、申立人はこのような高額な保険料を納めた記憶は無いとしている。また、申立期間②についても、町内会の集金により納付することができないことから、申立人の申立内容と相違している。

さらに、当該はがきによる国民年金保険料の納付期日は昭和 54 年 11 月 8 日とされていることから、申立期間①のうち 52 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、当該はがきを送付された時点で時効により過年度分として納付できなかったものと推認できる上、この期間の国民年金保険料について、勤務先の事業主が納付していたこと、及び申立人が特例納付（昭和 53 年改正国民年金法附則第 4 条）したことをうかがえる事情も見当たらない。

加えて、申立人は申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間がある上、申立期間について申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や関係者の証言等も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月1日から25年4月1日まで
昭和21年2月1日から26年12月23日まで同じ職場で勤務していた。最初はA事業所という名称で後にB事業所になったと思う。資料は残っていないが、私より後に入った同僚二人が勤務の事実を証言してくれる。同じ職場で勤務していたのに厚生年金保険の被保険者資格が喪失しており、申立期間が未加入となっている理由が分からない。厚生年金保険料は毎月徴収されていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所及びB事業所に継続して勤務していたと主張しているところ、A事業所の変遷について調査したところ、当該事業所は昭和23年8月15日に法定解散となっているが、同年5月にB、C、Dの3つの事業所の設立認可が行われ、C事業所及びD事業所は同年6月18日に、B事業所は同年6月21日に設立登記されていること、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の資格喪失は同年6月1日（当該日より後の資格喪失者はいない。）となっていることが確認できること、A事業所が適用事業所に該当しなくなった日が社会保険事務所の記録では確認できないことから、後継事業所である3事業所の設立登記時点に合わせ、A事業所の厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行ったものと推測される。

また、申立人が申立期間の勤務の事実を証言してくれているとしていた、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者であることが確認できる元同僚二人のうち一人は、「申立人と一緒に昭和23年か24年ごろから勤務していた。」と証言していることから、申立期間以前の勤務の事実はうかがえるが、他の一人は、自分は申立期間後に勤務していたと証言しているほか、C事業所での厚生年金保

険の被保険者であることが確認できる5人について申立人に確認するも「名前に記憶が無い。」と回答しているなど、申立人が厚生年金保険料を申立期間において控除された事実は確認できない。

さらに、厚生年金保険の適用状況をみると、C事業所は昭和23年8月15日、D事業所は24年8月1日、B事業所は25年4月1日に適用事業所となっており、理由については不明であるが、B事業所の厚生年金保険への加入手続は直ちに行われておらず、申立人が勤務していたB事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではない上、適用事業所になるまでの間の厚生年金保険料控除について調査したところ、控除されていた事実は確認できなかった。

加えて、申立人と同様に当初の勤務先がA事業所で後にB事業所に勤務している元同僚一人については、故人であるためその証言を得ることができないが、申立人と同様に、A事業所での厚生年金保険資格喪失日は昭和23年6月1日、B事業所での厚生年金保険資格取得日は25年4月1日となっている。

このほか、A事業所及びB事業所の後継事業所であるE事業所にも確認したが、申立期間の記録は残っておらず、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。